

水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

昨今、一部の事業者において排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生していることなどから、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）が平成 22 年 5 月 10 日に公布され、水質汚濁防止法（以下「法」という。）について以下の事項等が改正された。

- (1) 排水を排出する者等に対し、排水等の汚染状態の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付け（法第 14 条第 1 項）
- (2) 測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則を創設（法第 33 条第 3 号）

測定方法等を定めている現行の水質汚濁防止法施行規則（以下「施行規則」という。）第 9 条においては、排水基準が定められている項目のうち事業者の測定・記録・保存義務の対象となる測定項目が明確でなく、また測定頻度については定めがない。このため、同条を改正し、測定項目及び測定頻度の規定を設けることとする。

2. 改正案の概要

- (1) 排水を排出する者は、その汚染状態の測定を以下のとおり行うこと。

- ①法第 5 条第 1 項の特定施設の設置の届出及び第 7 条の変更の届出の際、施行規則様式第 1 別紙 4 の「排水の汚染状態」の欄中「種類・項目」の欄に記載された有害物質及び生活環境項目について、1 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上行うこと。

（※旅館業（温泉を利用するものに限る。）に属する事業場に係る排水の汚染状態の測定について、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の回数については、3 年を超えない排水の期間ごとに 1 回以上とする。）

- ②その他の「種類・項目」については必要に応じて行うこと。

- (2) 特定地下浸透水を浸透させる者は、その汚染状態の測定を以下のとおり行うこと。

- ①法第 5 条第 2 項の有害物質使用特定施設の設置の届出及び第 7 条の変更の届出の際、施行規則様式第 1 別紙 9 の「汚水等の汚染状態及び量」の欄中「種類」の欄に記載された有害物質について、1 年を超えない浸透の期間ごとに 1 回以上行うこと。

- ②その他の「種類」については必要に応じて行うこと。

- (3) 特定事業場の規模、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により都道府県知事及び水質汚濁防止法施行令第10条に規定する市の長は、上記(1)①及び(2)①に定められた測定の回数より多い回数を条例で定めることができること。
- (4) 上記(1)②の「種類・項目」及び(2)②の「種類」については、特定事業場の規模、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態その他の事情により都道府県知事及び水質汚濁防止法施行令第10条に規定する市の長は、測定の回数を条例で定めることができること。
- (5) 上記(1)及び(2)の測定は、測定しようとする排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に行うこと。
- (6) 記録の保存対象を、施行規則様式第8による水質測定記録表に加え、測定に伴い作成したチャート等(計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者が行う計量証明に係る証明書を含む。)とすること。また、同条の登録を受けた者が行う計量証明により、様式第8に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、その証明書の記録をもって、様式第8の記録に代えることができる。

3. 施行日

平成23年4月1日から施行(予定)